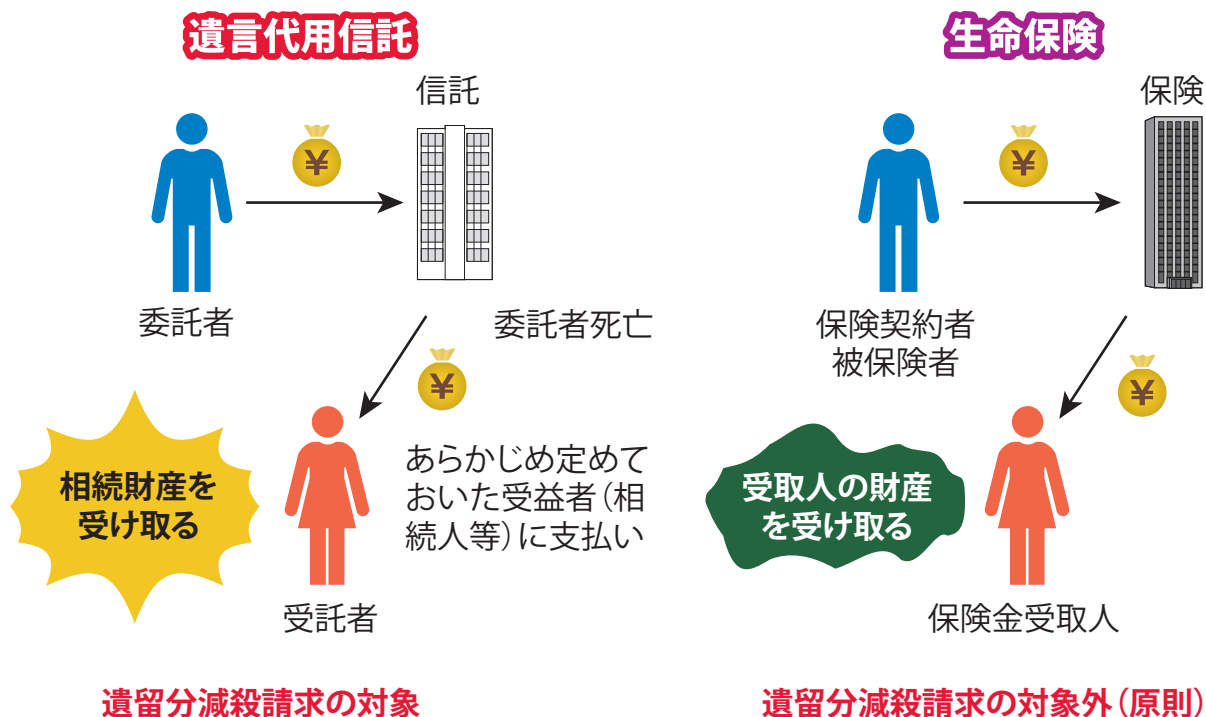


遺言代用信託 平成24年以降急激に増加

人が亡くなると金融機関は預貯金の口座を凍結します。預貯金は相続人の共有財産となるため、遺産分割が完了するまで引き出せなくなるのです。

最近、遺言代用信託という制度が流行っています。この制度は、委託者の死亡時に、信託を使って、相続人等にお金を引き継ぐ制度です。

葬儀代金や相続税の支払いなどで役に立ちます。じつは、生命保険にも同じような機能があります。これらを使って、緊急の資金を準備してみてはいかがでしょうか。



ライフプランに関する相談はお気軽に

Barms
Corporation Co., Ltd.

発行元: バームスコーポレーション(有)
神奈川県川崎市宮前区土橋2-2-2-301
tel (044) 854-8480 fax (044) 856-7268
✉ pinfo@barms.jp 🌐 <http://www.barms.jp>